

(別紙) 根拠法令条項の一覧

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項、第 17 条第 13 項、第 18 条の 5 第 2 項、第 38 条の 4 及び第 38 条の 5
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 13 条第 3 項第 4 号、第 13 条の 2 第 2 項、第 15 条第 2 項、同条第 3 項、第 18 条の 2 第 2 項及び第 18 条の 3 第 1 項
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 3 項、同条第 4 項、同条第 5 項、同条第 6 項、同条第 7 項、同条第 8 項、第 4 条、第 5 条、法第 22 条第 3 項、同条同条第 4 項、同条第 5 項、同条第 6 項、同条第 7 項、同条第 8 項、第 23 条及び第 24 条
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成 15 年政令第 408 号）第 35 条